

かねて定められ候はねば、
人にしたがることの出来ぬべく候

貞永元年8月8日
執権北条泰時消息より



歴史の壺

法務史料展示室だより

第16号

「歴史の壺」では、法に関する歴史を中心に様々な視点で紹介していきます。
みなさんも歴史のつぼにはまりましょう！

法務図書館の 書棚から

第1回 『外国人雇使条約類』

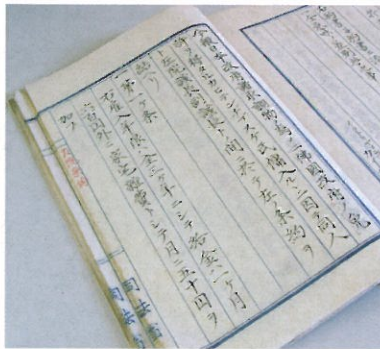
第1回は、法務史料展示室に展示されている、『外国人雇使条約類』を手にとってみます。

江戸幕府を倒して成立した明治政府が、西洋各国の制度や技術を取り入れて日本の「近代化」を図るため、数多くの「お雇い外国人」を招き、彼らの助言のもとで諸改革を行ったことは広く知られています。法制度の面で活躍した人物としては、明治15年(1882)に施行された刑法、治罪法(現在の刑事訴訟法)など、日本で初めての西洋法にもとづく法典編纂に深く関与した、フランス人のボアソナードが有名でしょう。

彼ら「お雇い外国人」は、雇用されるにあたって、当然ながら雇用主である政府の各部局と事細かな契約を結ぶわけですが、今回ご紹介する『外国人雇使条約類』とは、そうした「お雇い外国人」と政府側との契約文書を綴ったものなのです。左に掲げた写真には、フランス人のデュ・ブスケと、政府の一部局との間で結ばれた契約の内容が記されています。

デュ・ブスケは、幕末に来日したフランスの軍人で、明治政府に雇われて外国文献の翻訳に携わったほか、日本の軍制、官制、法制、さらには勲章制度など、多方面にわたって大きな足跡を残した人物です。彼は日本人女性を妻にもち、明治15年に日本で没するなど、日本に骨を埋めたことでも知られ、現在も東京都港区の青山霊園に、「仏人治部輔氏之墓」と記された墓石が建っています。

その彼が、明治4年(1871)に交わした契約の一端をみてみますと、「右雇入年限ハ全三ヶ年ニシテ給金ハ一ヶ月六百円外ニ家宅雑費トシテ月ニ五十円ヲ加フ」と記されています。つまり、彼は政府から月額600円の基本給を得ていたわけです。ちなみに、デュ・ブスケがこの契約を結んだ当時、政府の首班である太政大臣の月俸が800円、それに次ぐ左・右大臣は600円、各省の長官(現在の大臣)のそれは500円でした。デュ・ブスケは、日本政府の首脳部にも匹敵する報酬を受けていたといえます。デュ・ブスケに限らず、「お雇い外国人」たちには総じて破格の待遇が与えられていました。このことは、彼らの知識と助言を明治政府がいかに重要視していたかを示すとともに、明治国家の建設にあたって彼らが果たした役割の大きさを物語ってくれます。



『外国人雇使条約類』



治部輔氏之墓 (青山霊園)

*「法務図書館の書棚から」では、法務図書館が所蔵する各種史料・図書のなかから毎回一点をとりあげて、様々な切り口で紹介いたします。

字引を ひもとく

自由：ジユウ

心のままにふるまうこと。肯定的に用いられ、近代市民社会を象徴する用語です。しかし、日本中世においては、先例や社会の慣習を無視して身勝手(ごせいばいしきまぐ)に行動するという、否定的な意味を持っていました。例えば、鎌倉幕府が制定した『御成敗式目』第四条には「理不尽の沙汰はなはだ自由の姦謀なり」と記されています。近世以降、庶民を中心に次第に肯定的な意味で用いられるようになり、福沢諭吉がlibertyの訳語に当てたことにより、現在の用法が主流となりました。

史跡探訪

小塚原刑場跡

徳川8代将軍吉宗がおこなったいわゆる「享保の改革」の施策のひとつに、寛保2年(1742)に内容が確定した『公事方御定書』の編纂があります。その中には「御仕置仕形之事」として各刑の執行方法に関する内容が明らかにされていました。磔や獄門、火罪や斬罪といった重刑の執行は、「浅草品川におみて」おこなうと規定されていましたが、第1回目は一方の処刑場であった浅草の御仕置場を紹介しします。

東京都荒川区南千住5丁目の回向院は、弟誉義観が、寛文7年(1667)に牢死者や行き倒れの人を供養するために開いた寺院です。俗にいう小塚原刑場は、回向院の持地である南千住2丁目の、現在は延命寺が建つあたりにあったとも言われています。

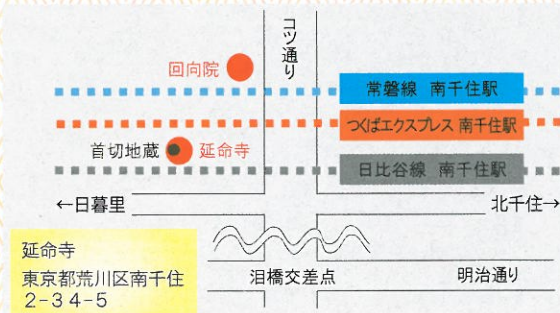
ただ、それが設けられた時期は必ずしも明らかでなく、将軍吉宗の時代より以前にすでにその任を果たしていたようです。同寺の敷地には、刑死者の菩提を弔うために寛保元年(1741)

に建立された首切地蔵が露座で安置されています。

江戸城下から小塚原の刑場へ移送される時には、今は無き「思川」に架かる橋を渡りました。川を越えると御仕置場はすぐそこです。「泪橋」という名称にはそんな俗説が残されています。



小塚原の首切地蔵



歴史の壺クイズ

日本中世において、病気は人々にとって非常に重い災難の一つであると考えられていました。

例えば、鎌倉幕府の記録『吾妻鏡』の建長5年5月4日の条には、盗賊・飢餓と並ぶ「三災」として「疾病」が挙げられています。

さて、そのような中世の病気の中で、現代では当たり前と考えられているある現象を、当時は病気だと考えていたことを示す史料が「勝尾寺文書」に残っています。

その現象とは、次のうちどれでしょうか。

1. 爪が伸びること
2. 白髪になること
3. 声変わりすること

答えは
次号!

描かれた法



『公事宿事件書留帳』は、表題の書をふくめほぼ20年近くにわたり16冊の単行本が刊行されている些か異色の「捕物帳」です。

書名に用いられている「公事宿」とは、江戸時代の吟味物と出入物

(おおよそ、前者が今日の刑事訴訟、後者が民事訴訟にあたります)に大別される訴訟のなかで、出入物について、幕府に出訴し裁許を仰ぎ事の決着を図ろうとする地方出身者が滞在する宿屋の名称でした。「馬喰町諸国の理非の寄る所」などと川柳にもあるように、公事宿といえば江戸の日本橋馬喰町の名前が挙がりますが、京都や大坂にも存在しました。公事宿の主人や下代と呼ばれる使用人は、訴訟を抱える宿泊者の世話をするうちに、時には書面作成の代筆を、あるいは当事者の代理人として出廷するなど、江戸時代の司法制度を支える重要な役割を担うようになります。

さて、本書に収められた各短編は、京都の公事宿「鯉屋」を舞台に、その居候である田村菊太郎を中心に繰り広げられる人間模様を軸として、事件解決に向けての謎解きが人情味あふれた筆致で綴られています。いささか史実とは異なる想定はあるものの、その辺の野暮は言うことなし、著者の目は現代的な法律問題にも注がれ、それを物語の中に巧みに織込んで読者を引き込んでいきます。

*「描かれた法」では、著述や美術・工芸作品さらには漫画など多岐にわたる、古今東西の「法」を対象とする創作を取り上げ、時々の執筆者の感性をふまえて紹介します。